

議 会 資 料	議案第 55 号
人権市民協働課	

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第８６号）」が令和８年６月３０日に公布され、同年１０月１日から施行されることに伴い、同省令を引用している「志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例」について、引用する条項の一部改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」を引用している「志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例」について、引用する条項の番号ずれに伴う一部改正を行います。なお、附則において本条例は、令和８年１０月１日から施行するものとしております。

3. 改正による効果等

引用している省令との整合性を図ります。

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年志摩市条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録資格） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されている場合には、当該者とする。 （1） 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、印鑑の登録を受けようとする者から印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、これを登録する。 （代理人による申請等） 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 （略）	（登録資格） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されている場合には、当該者とする。 （1） 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、印鑑の登録を受けようとする者から印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、これを登録する。 （代理人による申請等） 第12条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 （略）